

夜逃げの方法

① 夜逃げを実行するのは昼間。夕方がベスト。

夜逃げだからって夜中に行動を起こすとかえって目立ってしまいます。

② 住民票は移さない

これは絶対です。住民票を現住所に移すと債権者に居場所が分かってしまう為、住民票は移せません。

③ 郵便局に住所変更届は出さな

郵便局に転居届を出すと旧住所に届いた郵便物を新住所に転送してもらえますがこれが原因で現住所がバレてしまう事があります。

嘘かホントか分かりませんがネットを検索すると夜逃げした人の行方を探すのに次の様な方法があるんだそうです。

方法はかんたん。簡易書留を何回か旧住所に郵送するだけです。

簡易書留を旧住所に送ると、最初は住所不明で判を押されて戻ってきます。

しかし、これを2～3回送り続けると新住所を書いた紙を封筒に貼って戻してくれるらしいです。

他にも方法が有りそうですし、夜逃げをするなら郵便局に転居届は出さない方が無難だと言えます。郵便はあきらめる他ないでしょう。

④ 夜逃げ先を誰にも言わない。

債権者は関係者をあたりますので誰にも言わず逃げる事です。

夜逃げをすると住民票が移せないで国民健康保険は使えず、高額医療となった時も100%実費で支払わなければなりません。自動車免許証の更新もできませんし、結婚、離婚、出生届など公的な手続きがとれません。住民票で身元を証明できないので正社員として再就職する事も難しいでしょう。はっきり言って夜逃げはデメリットの方が大きいです。

最近の弁護士事務所は相談無料、初期費用0円で債務整理をしてもらえますし、費用も払いやすく分割払いしてもらえるので[借金で夜逃げするより弁護士に無料相談](#)をおすすめします。

[債務整理無料相談 | 弁護士/司法書士ランキング](#)